

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年12月まで

私はいつも自分の国民年金保険料と妻の同保険料二人分を私が一緒に納付しており、沖縄特別措置に係る保険料も、夫婦二人分をまとめて一括で納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は、沖縄県の国民年金制度が発足した昭和45年4月以降60歳になるまでの間（申立人：平成9年6月、申立人の妻：13年6月）、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している上、昭和61年度における法改正に伴う沖縄特別措置に係る国民年金保険料も夫婦共に一括して追納していること及び申立人が国民年金基金に加入していることも確認できるなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付年月日についてみると、納付日が確認できる期間は、おおむね同一日となっており、申立人が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、i)申立期間において申立人夫婦は各々事業を営んでおり、申立期間に係る国民年金保険料を納付する資力があったものと思われること、ii)申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii)申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変化がないことなど、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年12月まで

私の夫はいつも私の国民年金保険料と夫の同保険料二人分を一緒に納付しており、沖縄特別措置に係る保険料も、夫婦二人分をまとめて一括で納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、沖縄県の国民年金制度が発足した昭和45年4月以降60歳になるまでの間（申立人：平成13年6月、申立人の夫：9年6月）、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している上、昭和61年度における法改正に伴う沖縄特別措置に係る国民年金保険料も夫婦共に一括して追納していることが確認できるなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付年月日についてみると、納付日が確認できる期間は、いずれも同一日となっており、申立人が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、i)申立期間において申立人夫婦は各々事業を営んでおり、申立期間に係る国民年金保険料を納付する資力があったものと思われること、ii)申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii)申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変化がないことなど、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年3月までの間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、社会保険事務所から平成7年7月から8年3月までの期間は、未納となっているとの回答であった。

長年自営業を営んでいる私たち夫婦にとって国民年金保険料は老後のために大切なものと認識していたので、いつも私と妻の夫婦二人分を一緒に納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であり、申立人及び申立人の妻は、沖縄県の国民年金制度が発足した昭和45年4月から申立人の妻が満60歳になる平成9年1月までの間、申立期間を除く国民年金保険料を夫婦一緒にすべて納付しているなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付年月日についてみると、納付日が確認できる期間は、ほぼ同一日に納付されており、申立人が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、i)申立期間において、申立人夫婦は事業を営んでおり、申立期間に係る国民年金保険料を納付する資力があったものと思われること、ii)申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii)申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変化はないことなど、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年3月までの間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、社会保険事務所から平成7年6月から8年3月までの期間は、未納となっているとの回答であった。

長年自営業を営んでいる私たち夫婦にとって国民年金保険料は老後のために大切なものと認識していたので、いつも私と夫の夫婦二人分を一緒に納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であり、申立人及び申立人の夫は、沖縄県の国民年金制度が発足した昭和45年4月から申立人が満60歳になる平成9年1月までの間、申立期間を除く国民年金保険料を夫婦一緒にすべて納付しているなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付年月日についてみると、納付日が確認できる期間は、ほぼ同一日に納付されており、申立人の夫が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、i)申立期間において、申立人夫婦は事業を営んでおり、申立期間に係る国民年金保険料を納付する資力があったものと思われること、ii)申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii)申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変化はないことなど、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 201

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年1月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和50年4月から52年1月までについては、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和50年3月末に退職する際、職場の事務担当者に国民年金への加入を促され加入した。その後、海外へ転出したが、帰国後も国民年金に加入し保険料納付もしている。

当時の国民年金保険料の納付を証明する領収書等が残っていないが、社会保険事務所でも納付済みとの説明を受けたので、当該期間が未納とされていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続の記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立人の国民年金保険料の納付方法及び保険料額についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和63年10月以降であり、その時点では既に申立期間のすべてが時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年12月まで

私は、昭和56年4月から57年12月までの期間の国民年金保険料を友人からお金を借りて納付した。納付時期は憶えていないが、納付額は2万から3万円くらいであったと記憶しているので、当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が保険料を納付したとする時期、場所に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人が納付したとしている金額は、当時の国民年金保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間については、申立人の夫も未納となっている上、申立期間直後の昭和58年1月から59年3月までの期間について、夫婦ともに平成2年7月に申請免除期間の保険料の追納を行っており、通常、免除期間の追納申請を行う場合には、先に経過した月から追納することを考慮すれば、申立期間が申請免除期間であったとも考え難く、申立人も当該期間について免除申請を行った記憶はないとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料は納付されていたものと認めることはできない。